

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく
開示請求手数料及び開示実施手数料等に関する細則

平成15年10月1日独信基(101)平成15年第12号制定
変更 平成17年3月29日独信基(101)平成16年第950号
変更 平成18年5月10日独信基(601)平成18年第36号
改正 平成28年10月27日独信基601平成28年度第156号

(趣旨)

第1条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第17条の規定に基づく開示請求に係る手数料及び開示の実施に係る手数料に関しては、独立行政法人農林漁業信用基金情報公開規程によるほか、この細則に定めるところによる。

(開示請求手数料)

第2条 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）は、法人文書（情報公開法第2条第2項に規定する法人文書をいう。以下同じ。）1件につき300円とする。

(開示実施手数料)

第3条 開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）は、開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合計額、以下「基本額」という。）とする。ただし、基本額（情報公開法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額。）

が、300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって、既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

2 行政機関の長又は他の独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）から移送された事案に係る開示実施手数料にあっては、前項ただし書中「300円」とあるのは「移送元の行政機関等に納付された開示請求手数料に相当する額（当該事案の移送が複数の行政機関等に対し分割して行われた場合において、当該行政機関等により開示請求手数料に相当する額の控除の措置が既に講じられているときは、当該措置に係る金額を控除した残額。）」とする。

(複数文書に係る取扱い)

第4条 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、第2条の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における第3条ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合体をいう。）にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
（手数料の納付方法）

第5条 開示請求手数料及び開示実施手数料の納付方法は、次の各号により開示請求及び開示の実施の申し出を行う者が選択するものとする。

(1) 現金（情報公開窓口において納付される場合に限る。）

(2) 郵便為替（定額小為替）

(3) 郵便為替（普通為替）

（郵送による写しの交付）

第6条 開示請求者が法人文書の写しの送付を求める場合には、開示実施手数料のほか送付に必要な郵送料の納付を求める。この場合において、当該郵送料の納付は、郵便切手によるものとする。

（手数料の返還）

第7条 納付された手数料については、当該手数料の対象とする事務の受付を終えていない場合及び過誤納の場合を除き、原則として返還しない。

（開示実施手数料の減額又は免除）

第8条 法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力が無いと認められときは、開示請求1件につき2千円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除する。

2 前項の規定によるもののほか、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認められるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除する。

附 則

この細則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則の変更は、平成18年5月10日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年10月27日から施行する。

別表

開示実施手数料の額

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2から4に該当するものを除く。）	ア 閲覧	100枚までごとにつき100円
	イ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ウ 複写機により複写したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円（A2判については40円、A1判については80円）
	エ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円、A1判については180円）
	オ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては520円）に12枚までごとに760円を加えた額
	カ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
	キ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 写真フィルム	ア 印画紙に印画したものの閲覧 イ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき10円 1枚につき30円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては430円）
3 録音ディスク	再生機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
4 ビデオディスク	再生機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
5 電磁的記録（3又は4に該当するものを除く。）	ア 用紙に出力したものの閲覧 イ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴 ウ 用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。） エ 用紙にカラーで出力したものの交付 オ 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適	用紙100枚までごとにつき200円 1ファイルごとにつき410円 用紙1枚につき10円 用紙1枚につき20円 1枚につき100円に1ファイルまでごとに210円を加えた額

<p>合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付</p>	
<p>カ 光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付</p>	<p>1枚につき120円に1ファイルまでごとに210円を加えた額</p>

(注1) 1のウ若しくはエ又は5のウ若しくはエの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面1枚として額を算出する。

(注2) 本表において、「A1判」、「A2判」、「A3判」とは、それぞれ日本工業規格のA列1番、A列2番又はA列3番の用紙のことをいう。